

鳥取市造林事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市造林事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自然的条件に適応し、適正な森林造成を計画的かつ効果的に促進するために必要な補助金を交付し、もって本市林業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該年度の鳥取県造林事業費補助金交付要綱（平成14年8月2日付け森保第336号鳥取県農林水産部長通知）、鳥取県合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金交付要綱（平成28年6月6日付け第201600024695号鳥取県農林水産部長通知）又は早生樹モデル林造成事業費補助金交付要綱（令和元年7月29日付け第201900105295号鳥取県農林水産部長通知）の対象となる事業（以下「県補助対象事業」という。）のうち、別表第1欄に掲げる事業内容とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、各年度の補助対象事業ごとに、当該年度の3月20日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号の書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(着手届等を要しない場合)

第7条 本補助金の交付に関しては、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

2 本補助金に係る補助事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に定める実績報告書の提出は要しないものとする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付の決定は、当該補助事業に係る規則第18条の規定による検査が完了した後に行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月20日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月27日から施行し、平成21年度事業から適用する。
なお、第6条については、平成22年4月から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。
ただし第6条の規定は、平成22年7月1日以降事業着手するものから適用し、平成22年7月1日以前に着手したものについては速やかに申請するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

ただし、前年度の県補助対象事業については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年1月29日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

ただし、前年度の県補助対象事業については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月3日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 欄 補助対象事業		2 欄 補助対象事業者	3 欄 補助率	4 欄 備考	<参考> 県補助金との合計補助率
一般造林	間伐	(1)森林所有者 (2)森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。） (3)森林経営計画の認定を受けた者 (4)特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者 (5)森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者	(普通林) 事業費の1/10	(1) 間伐率20%以上のものを対象とする。 (2) 補助率は8.5/10から県補助率を減じた率を上限とする。	8.5/10
			(保安林) 事業費の0.5/10		8.5/10
	クヌギ等造林		事業費の1/10	(1)クヌギ、コナラに限る。 (2)1.0ha 当たり 2,000 本以上植栽するものを対象とする。	10/10
	竹林の林種転換		事業費の0.5/10	補助率は9/10から県補助率を減じた率を上限とする。	8.5/10又は9/10
	センダン造林		事業費の1/10	補助率は9.5/10から県補助率を減じた率を上限とする。	9.5/10
	カラマツ造林		事業費の1/10	補助率は9.5/10から県補助率を減じた率を上限とする。	7.8/10、9/10又は9.5/10
	人工造林		事業費の1/10	コウヨウザンに限る。	10/10
保全松林緊急保護整備（松くい虫被害対策のため樹種転換を行うもの）	人工造林	(1)森林所有者 (2)森林組合等 (3)森林経営計画の認定を受けた者	事業費の2/10	補助率は10/10から県補助率を減じた率を上限とする。	10/10
	保育		事業費の1/10		9/10又は10/10
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業	間伐	選定経営体（県が選定した「意欲と能力のある林業経営体」として育成を図る林業経営体）	事業費の8.5/10	(1)間伐率20%以上のものを対象とする。 (2)補助金算定にあつては、県造林事業費補助金で算定した標準経費を上限とし、事業費と比較しいずれか低い額に補助率を乗じて得た額から県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費補助金を減じた額とする。	8.5/10
鳥獣害防止施設等整備事業	シカ等による食害を防止する鳥獣害防止施設の設置費用	(1)森林所有者 (2)森林組合等 (3)森林経営計画の認定を受けた者	事業費の1/10	補助率は10/10から県補助率を減じた率を上限とする。	10/10

様式第1号 (第6条関係)

年度造林事業報告書

1 事業の目的

2 造林事業実績

区分	事業量	事業費 (A)+(B)+(C)	事業に要し た経費 (A)+(B)+(C)	事業費の内訳			備考
				県費 (A)	市費 (B)	その他 (C)	
計							

3 事業完了年月日

4 添付書類

- (1) 造林内訳書
- (2) その他必要資料 (施行地位置図、施業図等)
- (3) 県造林事業等しゅん工検査調書、事業完了写真等

様式第2号（第6条関係）

年度収支決算書

1 収支決算

(1) 収入の部

区分	決算額	備考
計		

(2) 支出の部

区分	決算額	備考
計		